

本庄市土砂の堆積の規制に関する条例に係る許可申請書等について

■申請書の提出前に、公図及び造成計画図等により環境推進課へ事前協議をお願いします。

■申請書の提出はそれぞれ正副1部ずつ、合計2部提出してください。(副はコピー可)

※添付書類が全て揃ってからの受理となります。)

■申請書に添付する書類は下記のNo.2～16になります。

No.	書類名	部数	注意事項等	チェック欄
1	土砂の堆積の許可申請書 (別紙、土砂の堆積に関する計画含)	2部	正本・副本の押印は不用	
2	申請者の住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書)	2部	3か月以内に取得したもの	
3	施行者の住民票の写し (法人の場合は登記事項証明書)	2部	3か月以内に取得したもの	
4	申請地の登記事項証明書 (該当する土地全て)	2部	最新のものを添付	
5	法務局の公図の写し	2部	申請地を朱書きし、隣接地主の氏名を記入	
6	・申請者⇒資金計画(当該工事の収入支出)と工事見積書又は契約書 ・施工者⇒過去の盛り土実績、建設業の許可番号(許可を得ている場合)	2部	申請者に費用負担がない場合は、そのことを証明する書類を添付(契約書等)	
7	堆積する土地(土砂の搬入通路で利用する土地を含む)の所有者、賃借者、抵当権者等の同意	2部	申請者と堆積する土地所有者が同一、かつ他の権利者が存在しない場合は不用 ※様式は自由ですが、同意した日付、同意した方の署名押印が必要	
8	隣接地主等への周知	2部	申請地に線と点で接する全ての土地(道水路除く)所有者等に施行内容を説明した方法と日付を記入	
9	案内図(住宅地図等)	2部	申請地を朱書き	
10	平面図(完了時及び最大たい積時)	2部	①11番の断面図の位置を示す線を明示 ②排水施設を明示(排水の流下方向含む) ③たい積する面積の求積表	
11	断面図(完了時及び最大たい積時)	2部	①現況地盤面の高さ ②たい積する形状と高さ ③のり面勾配(30度以下) ※道水路・宅地からは保安距離を取る ④排水施設の断面等を明示 ※雨水は事業地内で処理するものとする ⑤道路境界杭・隣地境界杭等の位置を明示	
12	搬入経路図	2部	土砂等の排出先から申請地までの経路を朱書き等で示すこと	
13	農地関係書類(農地の場合に必要)	2部	農地改良届出の受理書、または農転許可申請書表紙(受理後)の写し	
14	委任状	1部	代理人が申請・受領する場合のみ	
15	その他必要とする書類	2部	別に指示があったもの	
16	擁壁等の構造図・断面図・背面図・構造計算書	2部	擁壁等を施工する場合に必要(寸法記入) ※宅地造成等規制法施行令第5条の規定による	